

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部障害福祉課障害者施設担当

問合せ先 03 - 5803 - 1285

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	社会福祉法人文京槐の会運営費補助金							
根拠規定等	文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例 社会福祉法人文京槐の会運営費補助金交付要綱							
創設年月	平成	16	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	17年	終了予定年月
見直し年月	令和	2	年	8	月	経過年数 〔自動計算〕	1年	
見直しの内容	当該法人が新たに地域活動支援センターを開設することになるため、補助対象経費に「地域活動支援センターを運営する事業の実施に必要な経費」を追加した。							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号		
	5民生費	3心身障害者福祉費	1心身障害者福祉事業費 2心身障害者福祉給付費	15社会福祉法人文京槐の会運営補助 4地域生活支援事業費	1社会福祉法人文京槐の会運営補助 2サービス事業費			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	社会福祉法人文京槐の会の安定した運営の支援を目的とする。						
補助事業等の内容	社会福祉法人文京槐の会運営における補助対象者の人件費を補助する。						
補助対象経費の内容	法人において、常勤の理事の職にある者に係る人件費、法人が運営する生活介護事業所の管理者の職にある者に係る人件費						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人 文京槐の会						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 ①常勤の理事の職にある者の人件費②生活介護事業所の管理者の職にある者の人件費③地域活動支援センター事業実施に必要な経費 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (事業報告書)						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由					

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	16,564	17,038	16,809	24,645
国庫支出金	0	0	0	1,309
都支出金	0	0	0	654
その他	0	0	0	0
一般財源	16,564	17,038	16,809	22,682
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	△	特定の法人に限定した補助制度であるため。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	法人に対して地域活動支援センター運営費を補助することにより、3年度から開始した地域活動支援センターによる支援の拡大に寄与することができた。また、人件費を補助することにより、事業所の安定的事業運営が図られ、法人全体の事業を円滑に実施することができた。
課題	区の障害福祉事業及び障害福祉サービスに対して先駆的かつ積極的な取り組みを行なっている法人に対する補助制度だが、特定の法人に限定した補助であるため、公正性の面で課題がある。
今後の方向性	区の障害福祉事業及び障害福祉サービスに対して先駆的かつ、積極的な取り組みを行なっている法人であり、現状としては、法人の安定的な運営のため補助の継続が必要だが、法人の運営状況及び他事業所との公平性に鑑みつつ、補助金のあり方を精査していく。